



# 安全指導たより 5月号

令和7年5月

## じてんしゃのまえ 自転車に乗る前におぼえよう

じてんしゃ どうろこうつうほう けいしゃりょう あつ  
自転車は道路交通法で軽車両として扱われています。

くるま おな こうつう るー る しよばつ たいしやう  
車と同じように、交通ルールをやぶれば処罰の対象になるの  
で、自転車を運転するのであれば、知っておかなければならないこ  
とがあります。

こうつうひょうしき ひょうしき い み  
交通標識をみたことはありますか？その標識の意味をしっかりと  
りかい  
理解しましょう。



### いちじていし 一時停止

いちどとまってみぎ・ひだりの安全（あんぜん）を確かめます（たし）。



### ふみきり 踏切あり

さき ふみきり ちゆうい  
この先に踏切があるので注意（ちゆうい）します。（踏切前でも一時停止）



### おうだんほ どう じてんしゃおうだんたい 横断歩道・自転車横断帯

じてんしゃ じてんしゃおうだんたい とお おうだん  
自転車は自転車横断帯（おうだんたい）を（とお）って横断（おうだん）します。

ひょうしき どうろ じてんしゃ まーく  
この標識（ひょうしき）がある道路（どうろ）では自転車（じてんしゃ）のマーク（まーく）がかいてあるところ（こ）を自転車（じてんしゃ）は通（とお）ります。



## じてんしゃつうこうど 自転車通行止め

じてんしゃ とお  
自転車はここを通過してはいけません。



## じてんしゃおよ ほうこうしゃせんよう 自転車及び歩行者専用

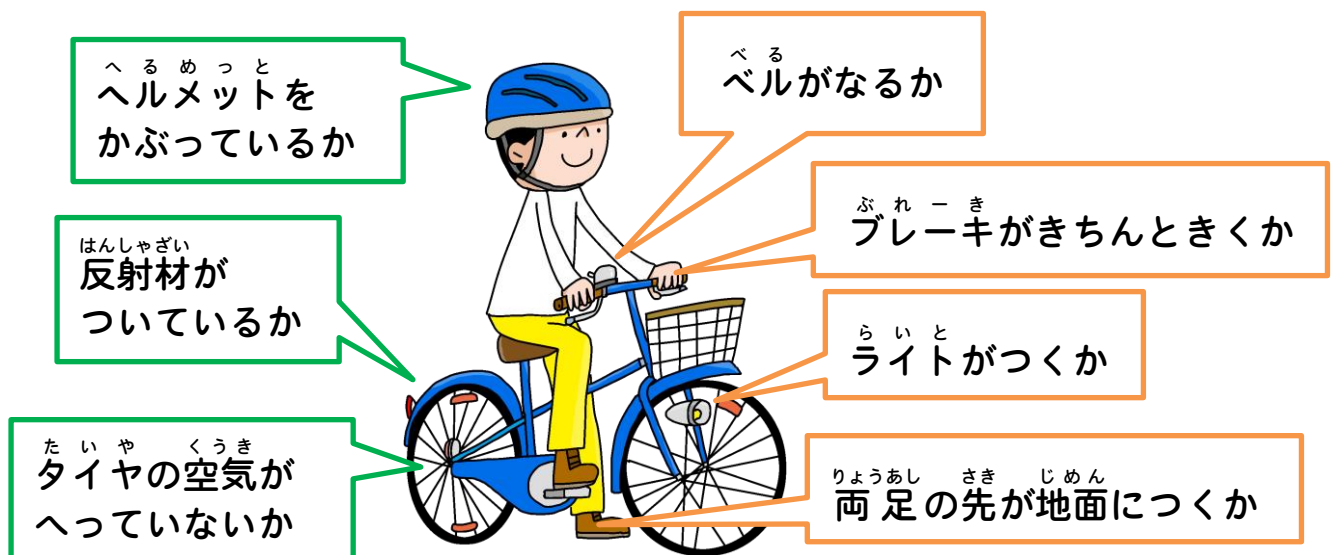
じてんしゃ ほうこうしゃ とお どうろ  
自転車と歩行者だけが通れる道路です。

さいみまん じてんしゃ ほどう はし どうろこうつうほう  
13歳未満は自転車で歩道を走ることができます（道路交通法  
ろくじゅうさんじょう よん じてんしゃ の ひょうしき かくにん  
六十三条の四）が、自転車に乗るときは標識を確認しましょう。

## じてんしゃ の まえ てんけん ○自転車に乗る前に点検しよう

せいびふりょうしゃりょう うんてん きんし  
整備不良車両の運転は禁止されています。

の まえ かなら ち え っ く  
乗る前には必ずチェックしましょう。



※13歳未満の子供には、自転車を運転する際にヘルメットの装着が義務付けられています。

また、自転車利用者は、対人賠償事故に備える自転車保険加入が義務化されています。

みんなが使う道路です。ルールを守って安全に使用しましょう。